

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案
規制の名称	特定警備を実施可能な船舶の対象拡大(海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令第2条関係)
規制の区分	規制の緩和
担当部局	国土交通省海事局外航課
評価実施時期	令和4年8月8日
規制の目的、内容及び必要性等	海賊多発海域において、我が国の管轄権が及び、安定的な輸送が可能な日本船舶の航行の安全を確保するため、特定警備を実施可能な船舶の対象を拡大する。具体的には、特定警備を実施することが認められる「特定日本船舶」は「原油その他の国民生活に不可欠であり、かつ、輸入に依存する物資として政令で定めるものの輸送の用に供する日本船舶」であることが要件の一つとなっているところ、政令で定める物資として、新たに「石炭、ナフサ、鉄鉱石、液化石油ガス、大豆、小麦、メタノール、塩」を定めることとする。
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	申請者において特定警備計画の認定申請等に要する費用が遵守費用となるが、特定警備計画の認定件数を公表することにより、特定警備の状況が推察されることになることから遵守費用は公表しない。
(行政費用)	行政庁において特定警備計画の認定等に要する費用が行政費用となるが、特定警備計画の認定件数を公表することにより、特定警備の状況が推察されることになることから遵守費用は公表しない。
直接的な効果(便益)の把握	当該規制緩和により、海賊多発海域を通航する日本籍のハイリスク船の航行の安全が確保されることにより、我が国の管轄権が及び、安定的な輸送が可能な日本船舶による輸送が確保されることとなり、我が国の経済安全保障上、極めて大きな便益が想定される。
副次的な影響と波及的な費用の把握	当該規制緩和による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の関係	当該規制緩和においては、遵守費用として、申請者において特定警備計画の認定申請等に要する費用が発生する。また、行政費用として、行政庁において特定警備計画の認定等に要する費用が発生するが、その費用はいずれも軽微である。一方、当該規制緩和によって、海賊多発海域を通航する日本籍のハイリスク船の航行の安全が確保されることにより、我が国の管轄権が及び、安定的な輸送が可能な日本船舶による輸送が確保されることとなり、我が国の経済安全保障上、極めて大きな便益が想定される。また、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。 上記を踏まえ、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制緩和は妥当である。
代替案との比較	新たに政令で定める物資として「石炭、鉄鉱石、大豆、小麦、塩」のみを規定することを代替案とする。 代替案は、規制緩和案に比べて遵守費用及び行政費用が小さくなるものの、輸入依存度が70%以上である液化石油ガス等を輸送する船舶の航行の安全を確保することが出来なくなることにより、我が国の経済安全保障上極めて大きな便益が想定される効果を相対的に小さくしてしてしまうことから、当該規制緩和案が妥当である。
その他関連事項	規制の検討に際しては、関係団体に規制案を説明の上、意見を聴取した。
事後評価の実施時期等	当該事前評価書記載の各規制については、施行から5年後(令和9年)に事後評価を実施する。 【指標等】 海賊発生件数を把握することとする。
備考	